

令和 5 年 度

豊岡市健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

豊岡市監査委員

令和6年8月21日

豊岡市長 関 貫 久仁郎 様

豊岡市監査委員 羽 尻 知 充
豊岡市監査委員 中 嶋 英 樹
豊岡市監査委員 西 田 真

令和5年度決算に係る健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、
審査に付された令和5年度の決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定
の基礎となる事項を記載した書類について審査し、次のとおりその意見を提出します。

令和５年度 健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第１ 審査の概要

１ 審査の対象

令和５年度健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及び資金不足比率並びにその算定基礎となる事項を記載した書類

２ 審査の方法

審査に付された令和５年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率が関係法令に準拠し適正に算定されているかを確認するため、算定の基礎となる事項を記載した書類、歳入歳出決算書、同附属書類、会計諸帳簿等とを照合し、確認を行った。

なお、審査に当たっては、関係職員から説明を受けるとともに、質疑の方法も併用した。

３ 審査の期間

令和６年７月１７日から８月２０日

第２ 審査の結果及び意見

１ 審査の結果

審査に付された令和５年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率は、関係法令に準拠して適正に算定されており、その算定の基礎となる事項を記載した書類の計数も決算書等の計数と符合し、いずれも適正であると認められた。

(１) 健全化判断比率

(単位：％、ポイント)

	令和５年度	令和４年度	増減	早期健全化 基 準	財政再生 基 準
実 質 赤 字 比 率	－	－	－	11.93	20.00
連結実質赤字比率	－	－	－	16.93	30.00
実質公債費比率	14.1	14.3	△0.2	25.0	35.0
将 来 負 担 比 率	27.2	44.7	△17.5	350.0	

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字及び資金不足が生じていないため、「－」と記載している。

(２) 資金不足比率

(単位：％)

	令和５年度	令和４年度	増減	経営健全化 基 準
太陽光発電事業特別会計	－	－	－	20.0
水 道 事 業 会 計	－	－	－	20.0
下 水 道 事 業 会 計	－	－	－	20.0

(注) 資金不足比率については、資金不足額を生じていないため、「－」と記載している。

2 総 括

(1) 今回の算定結果について

ア 実質赤字比率

令和5年度の実質赤字比率は、一般会計等では11億6,639万円の黒字となっており、実質赤字額は生じていない。

なお、一般会計では、財政調整基金から2億8,259万円、市債管理基金から1億2,061万円、地域振興基金から5億7,449万円、公共施設整備基金から3,847万円それぞれ繰入れを行っている。

イ 連結実質赤字比率

令和5年度の連結実質赤字比率は、市全体（管理会財産区特別会計を除く）の会計で69億2713万円の黒字となっており、連結実質赤字額は生じていない。

ウ 実質公債費比率

令和5年度の実質公債費比率は14.1%で、前年度数値から0.2ポイント減少（改善）した。

エ 将来負担比率

令和5年度の将来負担比率は27.2%で、前年度数値から17.5ポイント改善した。

オ 資金不足比率

公営企業会計における令和5年度の資金不足比率は、いずれの会計も資金不足額が生じていないため算定されない。

(2) 意 見

令和5年度決算に係る健全化判断比率のうち、実質公債費比率及び将来負担比率は、いずれも前年度数値から改善し、早期健全化基準（実質公債費比率25.0%、将来負担比率350.0%）を下回っている。

公営企業会計においては、いずれの会計も資金不足額が生じていないため、良好な状態にあると認められる。

市全体の市債の現在高は確実に減少しているが、類似団体と比較すると依然として高水準で推移している。

今後の財政については、人口減少に伴う市税収入の減少、普通交付税の合併算定替の終了に伴う減収の一方で、社会保障関係経費の増額や負担金・繰出金等の増嵩、原油価格・物価高騰による影響が見込まれることから、極めて厳しい状況にある。

「豊岡市長期財政見通し」により明らかになった間近に迫る「財政の危機」に備え、この危機を乗り越えるため、令和5年10月に策定した第5次行財政改革を着実に進め、行政サービスを持続的に提供可能な財務体質を目指すことが望まれる。

今後とも行財政改革を進め、既存事業の見直し、市債残高の着実な縮減、公営企業及び関係する団体の公債費負担の軽減など、引き続き財政健全化に向けた取組に努められたい。

審 査 資 料

凡 例

- 1 文中に用いる金額は、千円単位で表示している。
- 2 文中に用いる比率(%)は、国の算定基準に基づいている。
- 3 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
「－」「」……皆無又は該当数値なし
「0」……該当数値はあるが、単位未満のもの
- 4 各表中、負の値となるものは、値の前に「△」を付している。
- 5 用語の定義等は特段の定めのある場合を除き、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則の定めによる。

1 審査の対象会計

各比率の対象となる会計は、次表のとおりである。

本市会計等に係る各指標の適用範囲		
健全化法	豊岡市の会計等区分	各指標の適用範囲
一般会計等	○一般会計 ○診療所事業特別会計 ○霊苑事業特別会計	
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	○国民健康保険事業特別会計(事業勘定) ○国民健康保険事業特別会計(直診勘定) ○後期高齢者医療事業特別会計 ○介護保険事業特別会計	
公営企業会計	【法適用企業】 ○水道事業会計 ○下水道事業会計 【法非適用企業】 ○太陽光発電事業特別会計	
一部事務組合・広域連合	○公立豊岡病院組合 ○北但行政事務組合、但馬広域行政事務組合 兵庫県市町村職員退職手当組合 兵庫県後期高齢者医療広域連合(一般・特別)	
地方独立行政法人・地方三公社・第三セクター等	○兵庫県信用保証協会(損失補償)	

(注) 1 資金不足比率については、公営企業会計ごとに算定する。
 2 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する企業をいう。
 法非適用企業とは、地方財政法第6条に規定する政令で定める公営企業のうち法適用企業以外のものをいう。
 3 管理会財産区特別会計は、上記指標の対象外である。

2 健全化判断比率等の状況(総括表)

(1) 健全化判断比率

当該年度の健全化判断比率は、次表のとおりである。なお、算定結果を数値で表示した場合の比率である。

(単位: %、ポイント)

区 分		実質赤字比率	連結実質赤字 比 率	実質公債費 比 率	将来負担比率
比 率	令和5年度	△ 4.23	△ 25.17	14.1	27.2
	令和4年度	△ 3.83	△ 25.48	14.3	44.7
	対前年度増減	△ 0.40	0.31	△ 0.2	△ 17.5
早期健全化基準		11.93	16.93	25.0	350.0
財政再生基準		20.00	30.00	35.0	

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字及び連結実質赤字がないため、△表示となっている。

(2) 資金不足比率

当該年度の資金不足比率は、次表のとおりである。なお、算定結果を数値で表示した場合の比率である。

(単位: %)

会計名	比 率			経営健全化 基 準
	令和5年度	令和4年度	対前年度増減	
太陽光発電事業特別会計	△ 4.17	△ 6.13	1.96	20.00
水道事業会計	△ 157.59	△ 194.28	36.69	
下水道事業会計	△ 139.14	△ 133.00	△ 6.14	

(注) 資金不足が生じていないため、比率が△表示となっている。

3 健全化判断比率について

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率とは、豊岡市の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模（地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すものであり、普通交付税の算定を行う際に算出される。）に対する比率であり、豊岡市の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標である。

<算定式>

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

① 一般会計等の実質赤字額

(単位:千円)

区 分	一般会計	診療所事業特別会計	霊苑事業特別会計
歳 入 総 額 ①	49,361,973	301,205	10,547
歳 出 総 額 ②	47,944,078	261,295	7,861
歳入歳出差引額 ③=①-②	1,417,895	39,910	2,686
翌年度に繰り越すべき財源 ④	294,098	0	0
実 質 収 支 額 ③-④	1,123,797 ア	39,910 イ	2,686 ウ

(注) 歳入総額及び歳出総額については、一般会計等の相互間の重複額を控除した純計額である。

$$\text{実 質 赤 字 額 (ア+イ+ウ)} = \boxed{\triangle 1,166,393 \text{ 千円}} \text{ A}$$

$$\text{標準財政規模} = \boxed{27,517,638 \text{ 千円}} \text{ B}$$

$$(A \div B) \times 100 = \frac{\triangle 1,166,393 \text{ 千円}}{27,517,638 \text{ 千円}} = \boxed{\triangle 4.23 \%}$$

実質赤字比率

—

(注) 実質赤字額がないため、△表示(黒字額を負数で表示)となっている。

<標準財政規模>

(単位:千円、%)

項目	令和5年度	令和4年度	増減額	増減率
標 準 税 収 入 額 等	12,279,085	11,891,884	387,201	3.3
普 通 交 付 税 額	15,085,168	15,263,833	△ 178,665	△ 1.2
臨時財政対策債発行可能額	153,385	345,257	△ 191,872	△ 55.6
合 計	27,517,638	27,500,974	16,664	0.1

(2)連結実質赤字比率

連結実質赤字比率とは、豊岡市の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率であり、すべての会計の赤字や黒字を合算し、豊岡市全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標である。

＜算定式＞

連結実質赤字比率 =
$$\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

(単位:千円)

会 計 名			実 質 収 支 額		
			令和5年度	令和4年度	対前年度増減
一 般 会 計 等	一 般 会 計		1,123,797	1,022,851	100,946
	一般会計等に属 する特別会計	診 療 所 事 業 特 別 会 計	39,910	29,305	10,605
		霊 苑 事 業 特 別 会 計	2,686	3,532	△ 846
	小 計 A		1,166,393	1,055,688	110,705
一般会計 等以外の 特別会計 のうち公営 企業に係 る特別会 計以外の 会計	国民健康保険事業特別会計（事業勘定）		90,920	89,196	1,724
	国民健康保険事業特別会計（直診勘定）		7,611	6,043	1,568
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業 特 別 会 計		31,939	31,101	838
	介 護 保 険 事 業 特 別 会 計		491,690	548,589	△ 56,899
	小 計 B		622,160	674,929	△ 52,769
公 営 企 業 会 計	法 適 用	水 道 事 業 会 計	2,834,346	3,056,339	△ 221,993
		下 水 道 事 業 会 計	2,299,495	2,215,807	83,688
	法非適用	太 陽 光 発 電 事 業 特 別 会 計	4,743	6,958	△ 2,215
	小 計 C		5,138,584	5,279,104	△ 140,520
合 計 (D=A+B+C)			6,927,137	7,009,721	△ 82,584
標 準 財 政 規 模 E			27,517,638	27,500,974	16,664

(注) 公営企業会計では、実質収支額を資金不足額又は剰余額と読み替える。

連結実質赤字額(D) =
$$\triangle 6,927,137 \text{ 千円}$$

$$(D \div E) \times 100 = \frac{\triangle 6,927,137 \text{ 千円}}{27,517,638 \text{ 千円}} = \triangle 25.17 \%$$

連結実質赤字比率

—

(注) 実質赤字額がないため、△表示(黒字額を負数で表示)となっている。

(参考)

表1 令和5年度一般会計及び特別会計の決算額

(単位:千円)

会計名	歳入決算額 (1)	歳出決算額 (2)	翌年度に繰り越 すべき財源 (3)	実質収支額 (1) - (2) - (3)
一 般 会 計	49,361,973	47,944,078	294,098	1,123,797
診 療 所 事 業 特 別 会 計	301,205	261,295	0	39,910
霊 苑 事 業 特 別 会 計	10,547	7,861	0	2,686
一 般 会 計 等 の 計	49,673,725	48,213,234	294,098	1,166,393
国民健康保険事業特別会計 (事 業 勘 定)	8,740,249	8,649,329	0	90,920
国民健康保険事業特別会計 (直 診 勘 定)	79,179	71,568	0	7,611
後 期 高 齢 者 医 療 事 業 特 別 会 計	1,348,201	1,316,262	0	31,939
介 護 保 険 事 業 特 別 会 計	10,319,598	9,827,908	0	491,690
特 別 会 計 の 計	20,487,227	19,865,067	0	622,160

表2 公営企業会計別資金不足額(剰余額)

(単位:千円)

会 計 名		流動資産等 (1)	算入地方債 (2)	流動負債等 (3)	解消可能資金 不足額(4)	資金剰余金 (1) - (2) - (3) + (4)
法 適 用	水 道 事 業 会 計	3,030,425		196,079		2,834,346
	下 水 道 事 業 会 計	3,611,133		1,311,638		2,299,495
	小 計	6,641,558		1,507,717		5,133,841

(単位:千円)

会 計 名		歳入額 (1)	繰越明許費等－ 未収入特定財源(2)	歳出額 (3)	解消可能資金 不足額(4)	資金剰余金 (1) - (2) - (3) + (4)
法 非 適 用	太陽光発電事業特別会計	137,807		133,064		4,743
	小 計	137,807		133,064		4,743
合 計		6,779,365		1,640,781		5,138,584

(注)「流動資産等」は、流動資産から控除財源を引き、貸倒引当金を加えた額である。

「流動負債等」は、流動負債から控除企業債、控除引当金を差し引いた額である。

(3)実質公債費比率

実質公債費比率とは、豊岡市が負担する地方債の元利償還金及び準元利償還金に要する一般財源の合計額が、標準財政規模を基本とした額に対する比率であり、直近3か年の平均値を用いる。

<算定式>

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(A+B) - (C+D)}{E-D}$$

A : 地方債の元利償還金(繰上償還等を除く。)

B : 地方債の元利償還金に準ずるもの(準元利償還金)

C : 元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源

D : 元利償還金又は準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額(算入(準)公債費の額)

E : 標準的な規模の収入の額(標準財政規模)

(単位:千円)

区 分		令和5年度	令和4年度	令和3年度
A 地方債の元利償還金(=a1-a2-a3)		6,066,118	6,349,701	6,624,039
	一般会計等に係る公債費 a1	6,100,589	6,349,701	6,774,039
	繰上償還額及び借換債を財源として償還した額 a2	24,471		
	満期一括償還地方債の元金償還額 a3	10,000		150,000
B 地方債の準元利償還金(=b1+b2+b3+b4+b5)		3,541,985	3,540,168	3,591,633
	満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金相当額 b1			10,000
	公営企業債の償還財源に充てられたと認められる繰入金 b2	2,690,183	2,686,783	2,709,806
	下水道事業特別会計	2,454,999	2,443,316	2,464,363
	水道事業特別会計	235,088	243,467	245,374
	国民健康保険事業特別会計(直診勘定)	96		69
	一部事務組合等の地方債に充てたと認められる補助金又は負担金 b3	851,802	853,385	871,827
	公債費に準ずる債務負担行為に係るもの(社会福祉法人施設建設借入金) b4			
	一時借入金利子(繰替運用を除く。) b5			
C 地方債償還に充当される特定財源(=c1+c2+c3+c4+c5)		100,815	114,879	117,879
	国県等からの利子補給 c1			
	貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金 c2			909
	公営住宅使用料 c3	100,583	114,577	116,515
	都市計画税充当額 c4	232	302	455
	その他特定財源(湯島財産区特別会計繰入金、駐車場使用料等) c5			
D 基準財政需要額算入額(=D1)		6,618,938	6,746,753	7,110,744
	一般会計等公債費算入額(D1=d1+d2+d3)	6,618,938	6,746,753	7,110,744
	事業費補正額 d1	1,835,694	1,829,386	1,891,224
	災害復旧費等算入額 d2	4,126,205	4,271,064	4,583,819
	密度補正算入額 d3	657,039	646,303	635,701
E 標準財政規模(=e1+e2+e3)		27,517,638	27,500,974	28,363,863
	標準税収入額等 e1	12,279,085	11,891,884	11,454,410
	普通交付税額 e2	15,085,168	15,263,833	15,651,903
	臨時財政対策債発行可能額 e3	153,385	345,257	1,257,550

＜実質公債費比率の状況＞

(単位:千円)

$$\begin{array}{l} \text{令和5年度} \\ \text{(単年度)} \end{array} = \frac{(\quad 6,066,118 \quad + \quad 3,541,985 \quad) - (\quad 100,815 \quad + \quad 6,618,938 \quad)}{27,517,638 - 6,618,938} =$$

13.82072%

$$\begin{array}{l} \text{令和4年度} \\ \text{(単年度)} \end{array} = \frac{(\quad 6,349,701 \quad + \quad 3,540,168 \quad) - (\quad 114,879 \quad + \quad 6,746,753 \quad)}{27,500,974 - 6,746,753} =$$

14.59095%

$$\begin{array}{l} \text{令和3年度} \\ \text{(単年度)} \end{array} = \frac{(\quad 6,624,039 \quad + \quad 3,591,633 \quad) - (\quad 117,879 \quad + \quad 7,110,744 \quad)}{28,363,863 - 7,110,744} =$$

14.05464%

(注) 単年度実質公債費比率は、小数点以下第6位を四捨五入している。

実質公債費比率
(3か年平均)

14.1 %

(注) 実質公債費比率は、小数点以下第2位を切り捨てしている。

＜実質公債費比率の推移＞

平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
11.9%	12.3%	13.3%	13.8%	14.1%	14.3%	14.1%

(注) 直近3か年の平均

【参考】 類似団体等との比較(令和4年度決算)

総務省令和4年度財政状況資料に基づく。

区 分	実質公債費比率
兵 庫 県 平 均	6.0%
兵 庫 県 内 都 市 平 均	5.8%
兵庫県内類似団体(注)(芦屋市)	6.9%

(注) 人口及び産業構造等により全国の自治体をグループに分類し、豊岡市と同じグループに属する団体をいう。

(4)将来負担比率

将来負担比率とは、地方債残高に加え、土地開発公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、豊岡市の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が、標準財政規模を基本とした額に対する比率であり、豊岡市の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標である。

＜算定式＞

$$\text{将来負担比率} = \frac{A - (B + C + D)}{E - F}$$

A : 将来負担額

B : 充当可能基金額(地方債償還額等に充てることができる基金)

C : 充当可能特定財源見込額(地方債償還額等に充てることができる特定財源)

D : 地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額

E : 標準財政規模 (27,517,638 千円)

F : 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 (6,618,938 千円)

(注) 実質公債費比率算定で用いたD基準財政需要額算入額の数値

(単位:千円)

区 分		令和5年度	令和4年度	令和3年度
A 将来負担額(A1+A2+A3+A4+A5+A6+A7)		87,574,099	94,201,769	99,424,542
当該年度末一般会計等地方債現在高(=a1+a2+a3)	A1	39,127,316	43,017,773	46,256,453
	一般会計 a1	39,069,890	42,953,190	46,189,538
	診療所事業特別会計 a2	57,426	64,583	66,915
	霊苑事業特別会計 a3			
債務負担行為に基づく支出予定額(=a4+a5)		A2		
	土地開発公社依頼土地買戻し a4			
	社会福祉法人の施設建設に係るもの a5			
公営企業債等繰入見込額(=a6+a7+a8+a9)		A3	33,141,804	36,035,169
	水道事業会計 a6	1,391,825	2,240,099	2,447,956
	下水道事業会計 a7	31,748,894	33,793,896	35,482,932
	国民健康保険事業特別会計(直診勘定) a8	1,085	1,174	711
	宅地事業特別会計 a9			
組合等の地方債の元金償還に充てる本市負担見込額(=a10)		A4	9,819,655	9,342,813
	公立豊岡病院組合 a10	9,819,655	9,342,813	9,514,602
退職手当負担見込額(=a11+a12-a13)		A5	5,485,324	5,806,014
	一般職退職手当支給予定額 a11	5,928,724	5,883,781	5,954,723
	特別職退職手当支給予定額 a12	23,115	17,522	7,941
	退職手当組合積立不足額 a13	466,515	95,289	240,776
設立法人の負担額等に係る一般会計等の負担見込額(=a14+a15+a16)		A6		
	土地開発公社 a14			
	第三セクター a15			
	その他の債務補償債務等(兵庫県信用保証協会) a16			
連結実質赤字額(=a17+a18+a19)		A7		
	市会計 a17			
	公立豊岡病院組合 a18			
	北但行政事務組合他5団体 a19			

(注) 北但行政事務組合他5団体とは、但馬広域行政事務組合、兵庫県市町村職員退職手当組合、兵庫県市町交通災害共済組合、兵庫県後期高齢者医療広域連合(一般会計・特別会計)である。

(単位:千円)

区 分		令和5年度	令和4年度	令和3年度		
B 充当可能基金額(=b1～b13合計額)		20,852,678	20,398,327	19,226,116		
	財政調整基金	b1	5,867,340	6,038,457	5,594,244	
	市債管理基金	b2	3,445,328	2,911,382	2,173,647	
	福祉基金	b3	1,170,638	1,171,236	1,181,650	
	公共施設整備基金	b4	7,146,732	7,179,263	7,352,754	
	コウホリ基金	b5	31,143	37,001	34,218	
	水と土保全対策基金	b6	30,000	30,000	30,000	
	奨学基金	b7	200,536	193,910	188,364	
	植村直己顕彰基金	b8	47,048	47,048	47,048	
	被災者生活再建支援基金	b9	493,107	492,699	492,317	
	国民健康保険財政調整基金	b10	378,418	506,780	467,296	
	介護保険給付費準備基金	b11	903,661	710,185	646,801	
	土地開発基金	b12	872,468	848,550	814,287	
	その他の基金	b13	266,259	231,816	203,490	
C 充当可能特定財源見込額(=c1～c8合計額)		456,117	556,569	664,491		
	国庫支出金等	c1				
	転貸債に係る償還金(住宅新築・改修資金貸付金、災害援護資金等)	c2	45,896	47,207	48,698	
	公営住宅使用料	c3	352,795	444,779	548,878	
	都市計画税	c4				
	診療所収入	c5	57,426	64,583	66,915	
	駐車場収入	c6				
	湯島財産区特別会計繰入金	c7				
	霊苑永代使用料	c8				
D (=d1～d19合計額)		60,566,427	63,968,323	67,569,288		
地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額	算定費目内訳	消防費	d1			
		道路橋りょう費	d2	1,074	10,851	31,520
		港湾費	d3			
		都市計画費	d4			
		公園費	d5		45	236
		下水道費	d6	19,840,860	21,038,158	22,045,663
		その他の土木費	d7	12,346	6,960	3,373
		小学校費	d8	107,638	129,999	170,916
		中学校費	d9	27,279	46,762	78,095
		高等学校費	d10			
		社会福祉費	d11		46,410	46,410
		保健衛生費	d12	6,452,121	6,082,288	6,311,034
		こども子育て費	d13	46,410		
		高齢者保健福祉費	d14			
		清掃費	d15	837	1,973	3,189
		農業行政費	d16	2,708	2,765	5,860
		林野水産行政費	d17		409	2,022
		地域振興費	d18	1,102,966	814,817	557,203
		公債費	d19	32,972,188	35,786,886	38,313,767
		災害復旧費		211,521	223,071	271,336
		辺地対策事業債償還費		432,720	441,640	442,330
		補正予算債償還費		473,684	486,799	513,341
		地方税減収補填債償還費		131,798	131,798	131,798
		財源対策債償還費		287,903	266,732	263,539
	減税補填債償還費		39,026	66,837	102,059	
	臨時財政対策債償還費		14,895,799	16,282,412	17,489,796	

(単位:千円)

区 分				令和5年度	令和4年度	令和3年度
つ づ き			東日本大震災全国緊急防災施策等償還費	4,212,313	4,083,318	4,093,096
			国土強靱化施策償還費	1,001,984	787,920	356,160
			過疎対策事業償還費	1,902,249	1,964,253	2,085,957
			合併特例償還費	9,383,191	11,052,106	12,564,355
			その他の起償還費			

(単位:千円)

区 分	令和5年度	令和4年度	令和3年度
実質的な将来負担額 [A-(B+C+D)]	5,698,877	9,278,550	11,964,647
市民一人当たりの実質的な将来負担額	74	119	152

(参考) 住基人口(人) 76,586 77,765 78,873

(注) 算出に当たっては、各年度1月1日現在の住民基本台帳人口(外国人含む)を用いている。

<将来負担比率の状況> (令和5年度)

(単位:千円)

$$\text{将来負担比率} = \frac{87,574,099 - (20,852,678 + 456,117 + 60,566,427)}{27,517,638 - 6,618,938} = 27.2 \%$$

(注) 将来負担比率は、小数点以下第1位を切り捨てしている。

<将来負担比率の推移>

平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
89.4%	74.8%	74.5%	69.3%	56.2%	44.7%	27.2%

【参考】 類似団体等との比較(令和4年度決算)

総務省令和4年度財政状況資料に基づく。

区 分	将来負担比率
兵 庫 県 平 均	25.9%
兵 庫 県 内 都 市 平 均	27.5%
兵庫県内類似団体(注) (芦屋市)	67.8%

(注) 人口及び産業構造等により全国の自治体をグループに分類し、豊岡市と同じグループに属する団体をいう。

4 資金不足比率について

資金不足比率とは、豊岡市の公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率であり、公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して算定し、経営状態の悪化の度合いを示す指標である。

<算定式>

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

○水道事業会計〔法適用企業〕

(単位:千円、%)

区 分		令和5年度	令和4年度	令和3年度
資金不足額(=(a-b-c)-(d+e))	A	△ 2,834,346	△ 3,056,339	△ 3,328,381
流動負債	a	1,193,757	1,867,126	1,304,664
控除企業債等	b	997,678	983,044	976,140
控除引当金等	c			
流動資産	d	3,030,425	3,940,421	3,656,905
貸倒引当金	e			
事業の規模(営業収益の額)	B	1,798,548	1,573,083	1,575,742
A/B×100		△ 157.59	△ 194.28	△ 211.22
資金不足比率		—	—	—

(注) 資金不足が生じていないため、△表示となっている。

○下水道事業会計〔法適用企業〕

(単位:千円、%)

区 分		令和5年度	令和4年度	令和3年度
資金不足額(=(a-b-c)-(d+e))	A	△ 2,299,495	△ 2,215,807	△ 2,088,999
流動負債	a	5,041,712	4,842,334	4,493,565
控除企業債等	b	3,730,074	3,710,973	3,696,022
控除引当金等	c			
流動資産	d	3,611,133	3,347,168	2,886,542
貸倒引当金	e			
事業の規模(営業収益の額)	B	1,652,587	1,665,936	1,671,519
A/B×100		△ 139.14	△ 133.00	△ 124.97
資金不足比率		—	—	—

(注) 資金不足が生じていないため、△表示となっている。

○太陽光発電事業特別会計〔法非適用企業〕

(単位:千円、%)

区 分		令和5年度	令和4年度	令和3年度
資金不足額(=(a-b-c)+(d+e))	A	△ 4,743	△ 6,958	△ 6,058
歳出額	a	133,064	105,363	113,343
算入地方債	b			
歳入額	c	137,807	125,110	119,401
繰越明許費繰越額	d		12,789	
未収入特定財源	e			
事業の規模(営業収益の額)	B	113,537	113,382	106,079
A/B×100		△ 4.17	△ 6.13	△ 5.71
資金不足比率		—	—	—

(注) 資金不足が生じていないため、△表示となっている。